第六号様式別表十三（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙十　挿入］

［第６号様式別表13記載要領　略］

第六号様式別表十四（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）

［様式　略］

第六号様式別表十四（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）

［様式　略］

第６号様式別表14記載要領

１　この計算書は、法人の事業税に係る税額の算出において標準税率以外の税率が適用される法人が、特別法人事業税の課税標準となる基準法人所得割額又は基準法人収入割額の計算を行う場合に記載し、第６号様式又は第６号様式（その２）の申告書に併せて提出すること。

［２～４　略］

第六号の三様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙十二　挿入］

第六号の三様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙十四　挿入］

第６号の３様式記載要領

［１～８　略］

９　「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額㊿」の欄は、法第15条の４第１項の規定の適用を受けようとする場合において、第１号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

第七号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　略］

第７号様式記載要領

［１・２　略］

３　（その１）の記載に当たっては、次によること。

⑴　「所得税等の額①」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の６）付表）の⑸の欄の金額を記載すること。

⑵　「控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額②」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の６）付表）の㉛の欄の金額を記載すること。

⑶　「法人税の控除額③」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の６））の⑶又は⑾の欄の金額を記載すること。

⑷　「地方法人税の控除額④」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の６））の⑷の欄の金額と地方法人税の申告書（別表１）の⑹の欄の金額から法人税の明細書（別表６（５の２））の⑻の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額又は地方法人税の明細書（別表２付表）の⑯の欄の金額を記載すること。

［⑸　略］

第六号様式別表十三（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙九　挿入］

［第６号様式別表13記載要領　同左］

第六号様式別表十四（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）

［様式　同上］

第六号様式別表十四（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）

［様式　同上］

第６号様式別表14記載要領

１　この計算書は、法人の事業税に係る税額の算出において標準税率以外の税率が適用される法人が、特別法人事業税又は地方法人特別税（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第９条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法に規定する地方法人特別税をいう。）の課税標準となる基準法人所得割額又は基準法人収入割額の計算を行う場合に記載し、第６号様式又は第６号様式（その２）の申告書に併せて提出すること。

［２～４　同左］

第六号の三様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙十一　挿入］

第六号の三様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙十三　挿入］

第６号の３様式記載要領

［１～８　同左］

９　「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額㉒」の欄は、法第15条の４第１項の規定の適用を受けようとする場合において、第１号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

第七号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　同上］

第７号様式記載要領

［１・２　同左］

３　（その１）の記載に当たっては、次によること。

⑴　「所得税等の額①」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の12）付表）の⑸の欄の金額を記載すること。

⑵　「控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額②」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の12）付表）の㉛の欄の金額を記載すること。

⑶　「法人税の控除額③」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の12））の⑶又は⑾の欄の金額を記載すること。

⑷　「地方法人税の控除額④」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の12））の⑷の欄の金額と地方法人税の申告書（別表１）の⑹の欄の金額から法人税の明細書（別表６（５の２））の⑻の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額又は地方法人税の明細書（別表２付表）の⑯の欄の金額を記載すること。

［⑸　同左］